

(3) 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

ごみ処理施設等の建設に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、施設の設置場所、規模、構造、能力等を定めるために、その地域の土地利用に関する規制や、設備等に関する法令を遵守しなければなりません。

以下に係る主な法令を示します。

表 2.30 廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

法 律 名	適 用 範 囲 等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
首都圏近郊緑地保全法	保全区域（緑地保全地区を除く）内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。 臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が 6cm^2 をこえるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が 6cm^2 をこえるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。
建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きではその敷地の位置が都市計画に支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。 重油クック等は危険物貯蔵所として本法により規制。
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限。 地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。 屋間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには屋間障害標識が必要。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。
電気事業法	特別高圧（7,000V 以上）で受電する場合。 高圧受電で受電電力の容量が 50Kw 以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版」全国都市清掃会議

3. 鹿児島県内及び全国の一般廃棄物処理状況

(1) ごみ処理状況

① ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量

鹿児島県全域で排出されるごみの量は、平成25年度実績ではおよそ581千tであり、1人1日当たりのごみ排出量は936gとなっています。

表3.1 鹿児島県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

項目 年度	総人口 (人)	ごみ総排出量 (t/年)	生活系ごみ 総排出量 (t/年)	事業系ごみ 総排出量 (t/年)	1人1日当たりの 排出原単位 (g/人・日)
平成16年	1,782,298	634,894	446,455	193,137	976
平成17年	1,762,862	618,113	432,093	186,020	961
平成18年	1,761,832	614,884	433,111	181,773	956
平成19年	1,753,178	593,091	420,699	172,392	924
平成20年	1,731,642	573,846	409,098	164,748	908
平成21年	1,732,895	578,074	415,207	162,867	914
平成22年	1,725,942	583,055	416,122	166,933	926
平成23年	1,717,083	588,485	415,234	173,251	936
平成24年	1,710,685	586,394	415,816	170,578	939
平成25年	1,701,475	581,396	407,615	173,781	936

(注) 実態調査のごみ総排出量の考え方は、H16以前は「事業系ごみ量+生活系ごみ量(収集+直搬+自家処理)」であるが、ここでは全ての年度「事業系ごみ量+生活系ごみ量(収集+直搬+集回回収量)」で集計を統一している。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

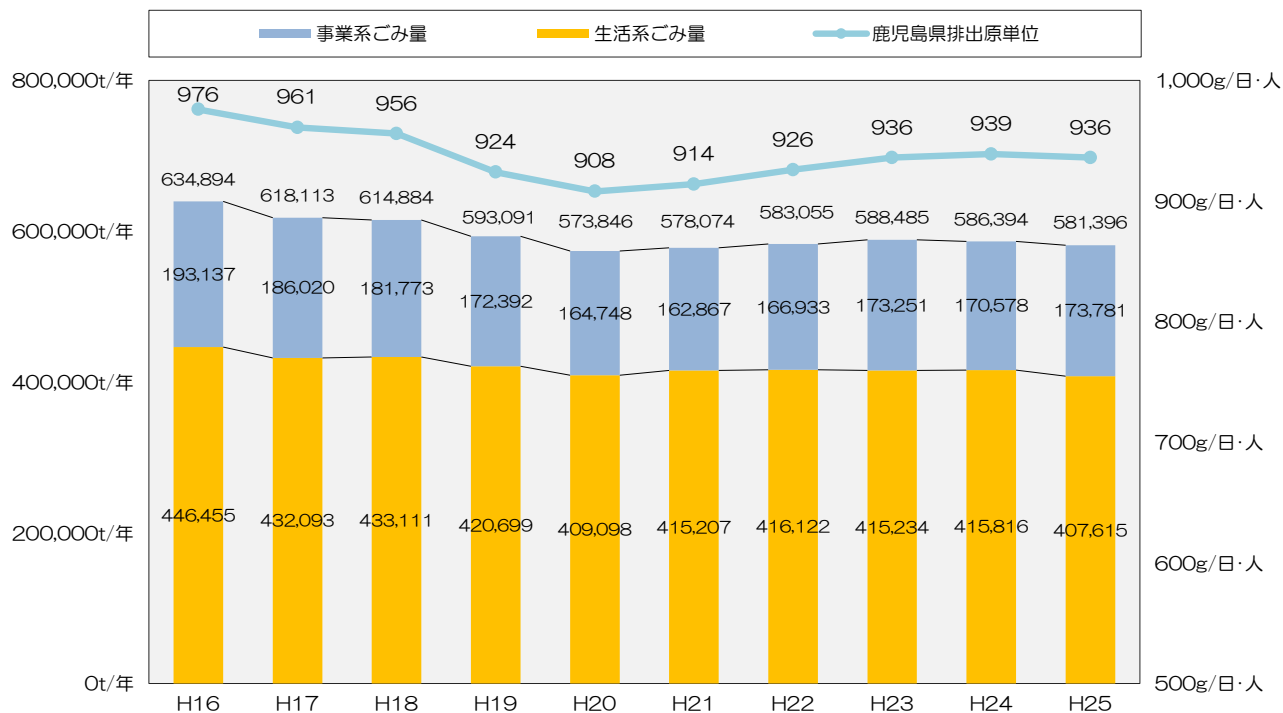


図 3.1 鹿児島県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

全国で排出されるごみの量は、平成 25 年度実績ではおよそ 44,874 千 t であり、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 958 g となっています。

表 3.2 全国のごみ総排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

項 目 年 度	総人口 (千人)	総収集ごみ量 (千t/年)	生活系ごみ 総排出量 (千t/年)	事業系ごみ 総排出量 (千t/年)	排出原単位 (g/人・日)
平成16年	127,605	53,376	36,838	16,537	1,146
平成17年	127,712	52,720	36,471	16,249	1,131
平成18年	127,781	52,024	36,220	15,804	1,115
平成19年	127,487	50,816	35,724	15,092	1,089
平成20年	127,530	48,106	34,104	14,003	1,033
平成21年	127,429	46,252	32,974	13,278	994
平成22年	127,302	45,359	32,385	12,974	976
平成23年	127,147	45,430	32,385	13,045	976
平成24年	128,622	45,234	32,137	13,097	964
平成25年	128,394	44,874	31,757	13,117	958

(注)

1. ごみ量については千の位で四捨五入しているため、家庭系ごみ総排出量と事業系ごみ総排出量の和が総収集ごみ量とならない。
2. 実態調査のごみ総排出量の考え方は、H16以前は「事業系ごみ量+生活系ごみ量（収集+直搬+自家処理）」であるが、ここでは全ての年度「事業系ごみ量+生活系ごみ量（収集+直搬+集団回収量）」で集計を統一している。

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果」環境省

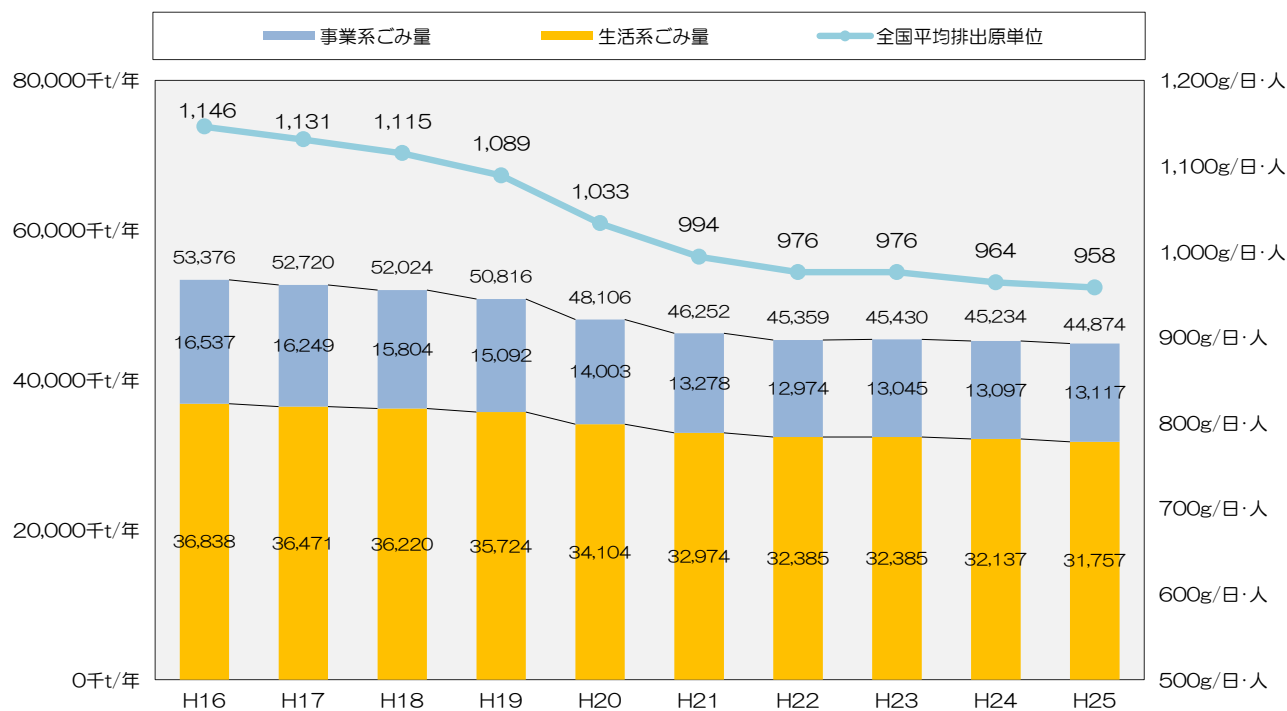


図3.2 全国のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理状況

① 生活排水処理人口の推移

鹿児島県の生活排水処理人口の推移は、平成 25 年度においては、公共下水道人口が 65.4 万人、コミュニティプラント人口が 0.9 万人、合併処理浄化槽人口が 52.5 万人、単独処理浄化槽人口が 28.4 万人、非水洗化人口は 23.0 万人となっています。

表 3.3 鹿児島県の生活排水処理人口の推移

(単位：人)

年 度	項 目	総 人 口	公共下水道人口	コミュニティ プラント人口	合併処理浄化槽 人口	単独処理浄化槽 人口	非水洗化人口
平成 16 年		1,782,298	590,535	3,437	351,839	397,957	438,530
平成 17 年		1,762,862	602,543	7,834	364,833	355,781	431,871
平成 18 年		1,761,832	617,164	8,892	370,664	348,922	416,190
平成 19 年		1,753,178	627,677	8,175	403,213	328,600	385,513
平成 20 年		1,731,642	632,770	8,489	428,430	310,503	351,450
平成 21 年		1,732,895	638,101	6,695	432,938	330,422	324,739
平成 22 年		1,725,942	636,289	8,138	438,619	332,204	310,692
平成 23 年		1,717,083	643,260	6,492	486,549	290,871	289,911
平成 24 年		1,710,685	649,671	8,569	509,847	279,893	262,705
平成 25 年		1,701,475	653,717	8,655	525,465	283,620	230,018

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

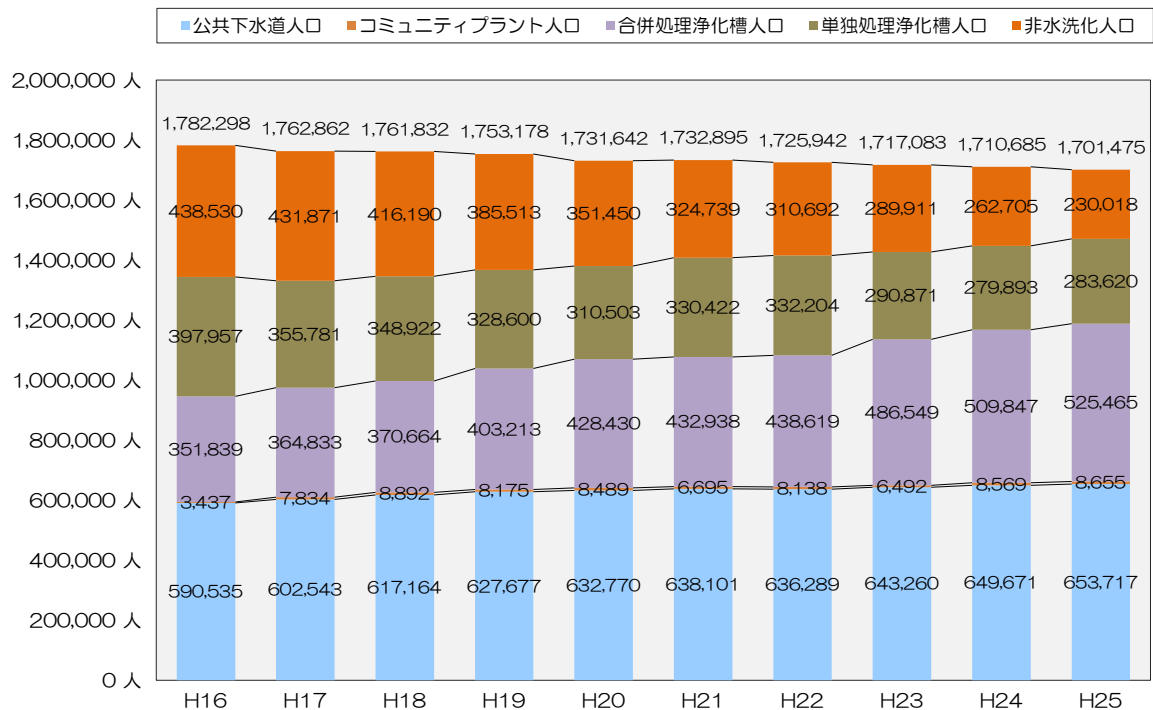


図 3.3 鹿児島県の生活排水処理人口の推移

全国の生活排水処理人口の推移は、平成 25 年度においては、公共下水道人口が 92.9 百万人、コミュニティプラント人口が 0.3 百万人、合併処理浄化槽人口が 14.2 百万人、単独処理浄化槽人口が 12.4 百万人、非水洗化人口は 8.3 百万人となっています。

表 3.4 全国の生活排水処理人口の推移

(単位：百万人)

年 度	項 目	総 人 口	公共下水道人口	コミュニティ プラント人口	合併処理浄化槽 人口	単独処理浄化槽 人口	非水洗化人口
平成 16 年		127.6	80.1	0.4	12.8	19.2	15.2
平成 17 年		127.7	81.9	0.6	12.7	18.3	14.2
平成 18 年		127.8	83.7	0.4	13.2	17.2	13.2
平成 19 年		127.5	85.0	0.3	14.0	15.9	12.3
平成 20 年		127.5	86.4	0.4	13.9	15.4	11.5
平成 21 年		127.4	87.8	0.3	13.8	14.7	10.8
平成 22 年		127.3	88.9	0.3	14.1	13.9	10.1
平成 23 年		127.1	89.8	0.3	14.0	13.3	9.5
平成 24 年		128.6	92.0	0.3	14.0	13.1	9.0
平成 25 年		128.4	92.9	0.3	14.2	12.4	8.3

(注) 百万の単位で四捨五入しているため合計値とは合わない。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

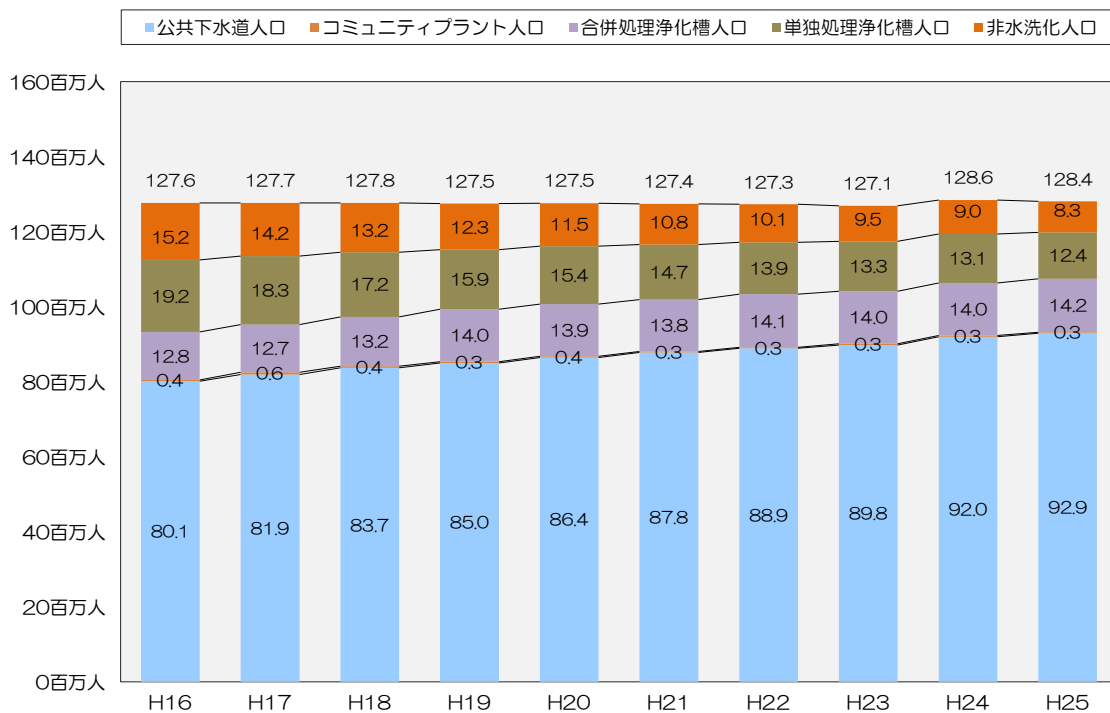


図 3.4 全国の生活排水処理人口の推移

② し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

鹿児島県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、それぞれともに年々減少する傾向にあります。

平成 25 年度においては、し尿処理量が 208,892kL、浄化槽汚泥処理量が 514,876kL、自家処理量が 333kL となっています。

表 3.5 鹿児島県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：kL/年)

年 度 \ 項 目	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合 計
平成 16 年	292,554	467,611	1,511	761,676
平成 17 年	302,856	510,122	668	813,646
平成 18 年	286,237	508,052	503	794,792
平成 19 年	269,677	471,000	496	741,173
平成 20 年	263,702	512,869	381	776,952
平成 21 年	246,166	512,245	823	759,234
平成 22 年	242,409	503,384	2,415	748,208
平成 23 年	227,205	499,662	1,939	728,806
平成 24 年	221,881	510,051	363	732,295
平成 25 年	208,892	514,876	333	724,101

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

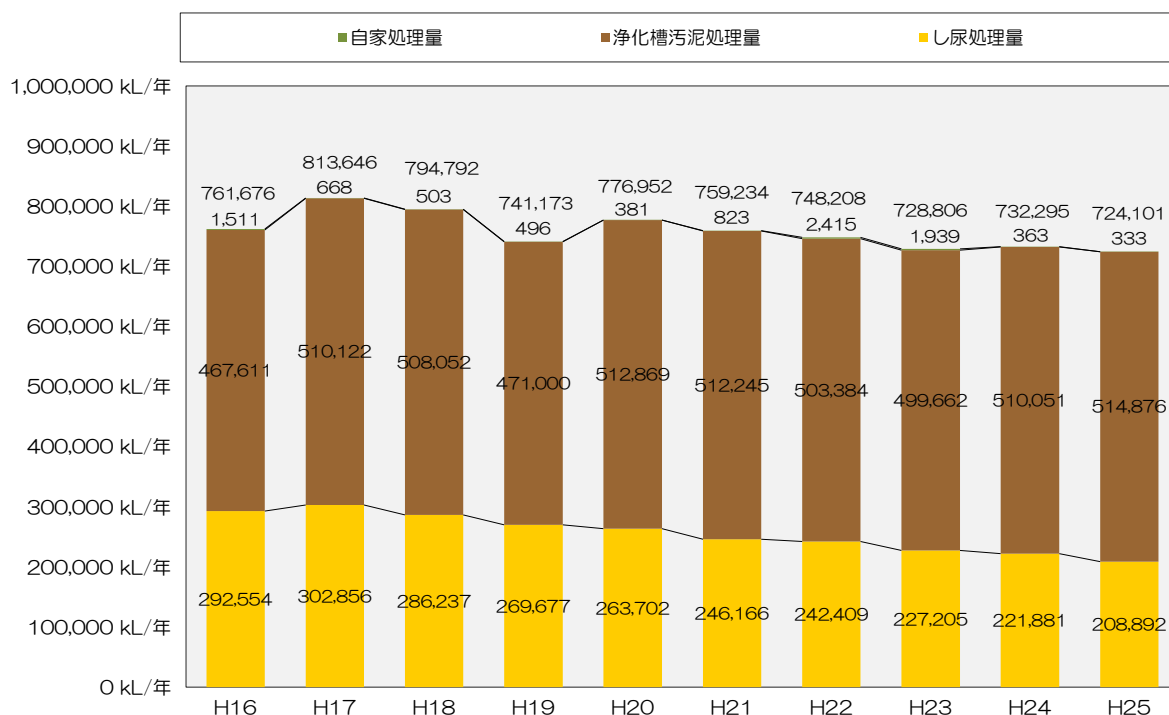


図 3.5 鹿児島県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移は、それぞれともに年々減少する傾向にあります。

平成 25 年度においては、し尿処理量が 7,228 千 kL、浄化槽汚泥処理量が 14,631 千 kL、自家処理量が 76 千 kL となっています。

表 3.6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：千 kL/年)

年 度 \ 項 目	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合 計
平成 16 年	12,130	15,035	257	27,422
平成 17 年	11,262	15,102	197	26,561
平成 18 年	10,698	15,262	144	26,105
平成 19 年	9,887	14,959	129	24,974
平成 20 年	9,455	14,987	111	24,553
平成 21 年	8,855	14,917	102	23,874
平成 22 年	8,417	14,781	83	23,280
平成 23 年	7,984	14,744	99	22,827
平成 24 年	7,551	14,660	78	22,289
平成 25 年	7,228	14,631	76	21,935

(注) 千の単位で四捨五入しているため合計値とは合わない。

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

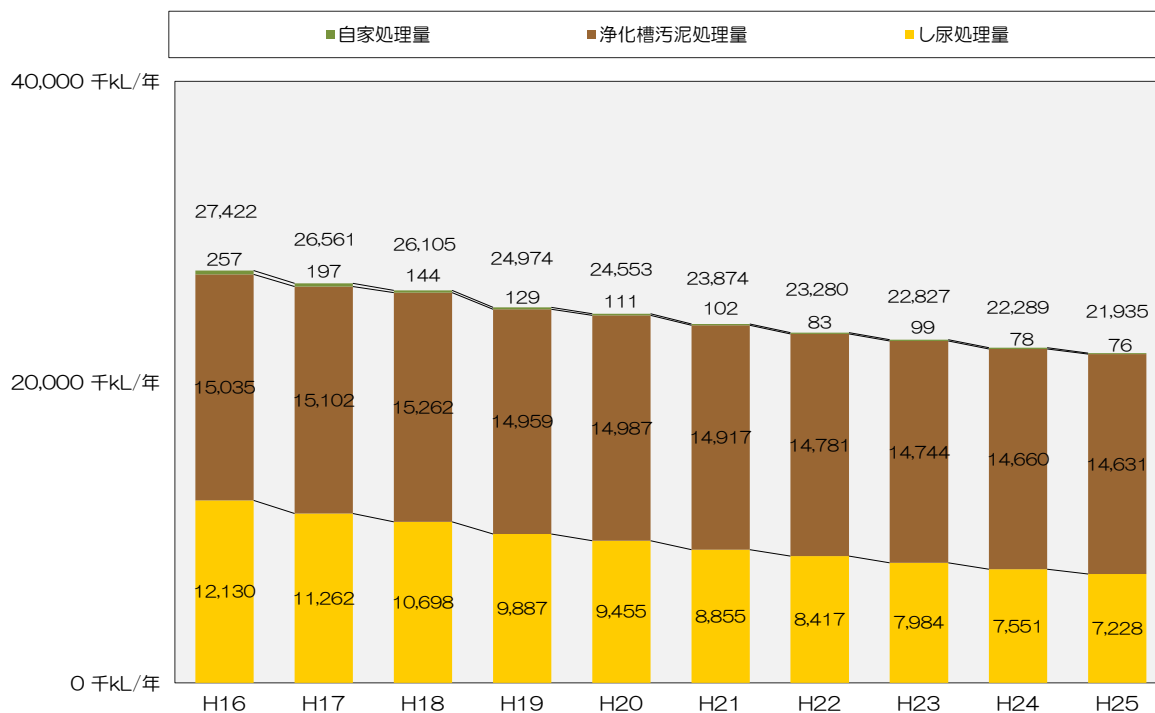


図 3.6 全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

(3) 鹿児島県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

① ごみ焼却施設

鹿児島県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっています。

表 3.7 鹿児島県内のごみ焼却施設整備状況 (平成 25 年度現在)

	設置主体 (構成市町村)	施設名称	所在地	規模 (t/日)	炉数	処理方式	着工	竣工	備考
1	鹿児島市	鹿児島市南部清掃工場	鹿児島市谷山港 3-3-3	300	2	ストーカ式	H2	H5	
2	鹿児島市	鹿児島市北部清掃工場	鹿児島市犬迫町 11900	530	2	ストーカ式	H14		
3	指宿市	指宿市清掃センター	指宿市十二町 4692-1	56.25	1	ストーカ式	H8	H9	
4	薩摩川内市	川内クリーンセンター	薩摩川内市小倉町 5104	135	2	ストーカ式	H4	H6	
5	薩摩川内市	下甕クリーンセンター	薩摩川内市下甕町青瀬字後ノ迫 1268-1	8	1	ストーカ式	S62	S63	休止
6	薩摩川内市	上甕島クリーンセンター	薩摩川内市里町里 2773	7	1	ストーカ式	H2	H3	休止
7	薩摩川内市	鹿島クリーンセンター	薩摩川内市鹿島町鶴牟田 3643-3	2.8	1	その他	H7	H7	休止
8	日置市	日置市クリーンリサイクルセンター	鹿児島市入佐町 2319	81	2	ストーカ式	H9	H10	
9	曾於市	曾於市クリーンセンター	曾於市末吉町二之方 5417-10	20	2	ストーカ式	H6	H8	
10	霧島市	霧島市敷根清掃センターごみ処理施設	霧島市国分敷根 2256-1	162	2	その他	H12	H14	
11	いちき串木野市	串木野環境センター	いちき串木野市冠嶽 10660	50	2	ストーカ式	H9	H10	
12	始良市	あいら清掃センター	始良市加治木町西別府 5438	74	2	ストーカ式	H18	H20	
13	三島村	三島村硫黄島地区焼却処理施設	三島村硫黄島	1.2	1	固定床式	H8	H9	
14	三島村	三島村黒島大里地区焼却処理施設	三島村黒島大里	0.7	1	固定床式	H9	H10	
15	三島村	三島村黒島片泊地区焼却処理施設	三島村黒島片泊	0.7	1	固定床式	H9	H10	
16	十島村	十島村中之島焼却施設	十島村中之島	0.8	1	その他	H8	H8	
17	十島村	十島村宝島焼却施設	十島村宝島	0.5	1	その他	H4	H4	
18	十島村	十島村悪石島焼却施設	十島村悪石島	0.5	1	その他	H7	H7	
19	十島村	十島村口之島焼却施設	十島村口之島	0.8	1	その他	H7	H7	
20	さつま町	さつま町クリーンセンター	さつま町湯田松ヶ迫 2734-8	40	2	ストーカ式	H7	H9	
21	湧水町	湧水町衛生処理場 (しざ焼却炉)	湧水町恒次 5	0.6	1	固定床式	—	—	
22	湧水町	湧水町衛生処理場 (汚泥焼却炉)	湧水町恒次 5	1.8	1	流動床式	—	—	
23	南種子町	南種子町清掃センター	南種子町中之下 1792-1	19.25	1	ストーカ式	H6	H7	
24	屋久島町	屋久島クリーンサポートセンター	屋久島町宮之浦 1312-21	25.92	1	固定床式	H15	H17	
25	喜界町	喜界町クリーンセンター	喜界町大字湾 625-1	12	1	ストーカ式	H3	H4	
26	瀬戸内町	与路焼却炉	瀬戸内町与路島	0.4	1	—	H21	H21	
27	瀬戸内町	請島焼却炉	瀬戸内町諸島	0.4	1	—	H22	H22	
28	与論町	与論町清掃センター	論町茶花 2040-1	10	1	ストーカ式	S57	S57	
29	南薩地区衛生管理組合 (枕崎市・南九州市・南さつま市)	内鍋清掃センター	枕崎市火之神畔町 885	112	2	流動床式	H6	H8	
30	南薩地区衛生管理組合 (枕崎市・南九州市・南さつま市)	川辺清掃センター	南九州市川辺町上山田 4501	20	2	ストーカ式	H4	H5	
31	指宿広域市町村圏組合 (指宿市・南九州市)	額娃ごみ処理施設	南九州市額娃町郡 11710-2	40	2	ストーカ式	S52	S53	
32	大島地区衛生組合 (奄美市・龍郷町 大和村・宇検村・瀬戸内町)	名瀬クリーンセンター	奄美市名瀬大字有屋字井野 1594-1	100	2	流動床式	H5	H8	
33	沖永良部衛生管理組合 (和泊町・知名町)	沖永良部クリーンセンター	和泊町瀬名 1144	66	2	ストーカ式	H12	H13	
34	伊佐北始良環境管理組合 (伊佐市・霧島市・湧水町)	未来館ごみ処理施設	伊佐市菱刈南浦 880-56	80	2	その他	H13	H14	
35	北薩広域行政事務組合 (阿久根市・出水市・長島町)	北薩広域行政事務組合環境センター	阿久根市多田 3771-1	120	2	ストーカ式	H2	H4	
36	種子島地区広域事務組合 (西之表市・中種子町)	種子島清掃センター	西之表市西之表 17385-2	22	1	ストーカ式	H21	H23	
37	大隅肝属広域事務組合 (鹿屋市・垂水市・東串良町 南大隅町・錦江町・肝付町)	肝属地区清掃センター	鹿屋市串良町下小原地内 3893-8	128	2	流動床式	H17	H19	
38	徳之島愛ランド広域連合 (徳之島町・天城町・伊仙町)	徳之島愛ランドクリーンセンター	伊仙町大字目手久 1395	38	2	流動床式	H13	H14	

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果 (平成 25 年度)」 環境省、「一般廃棄物処理対策」 鹿児島県

② 一般廃棄物最終処分場

鹿児島県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっています。

表 3.8 鹿児島県内の一般廃棄物最終処分場整備状況 (平成 25 年度現在)

	実施主体 施設名称	埋立 場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 (㎡)	全体容量 (m³)
1	鹿児島市 鹿児島市横井埋立処分場	山間	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ	S61	183,300	5,008,000
2	指宿市 指宿市清掃センター安定型最終処分場	山間	不燃ごみ	S46	32,877	193,850
3	指宿市 山川ごみ処理場	平地	不燃ごみ	S53	12,694	75,000
4	指宿市 開間ごみ処理場	山間	不燃ごみ	S44	14,397	27,000
5	薩摩川内市 川内クリーンセンター最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H6	9,720	68,000
6	日置市 日置市クリーン・リサイクルセンター	山間	破碎ごみ 処理残渣	H11	13,450	35,000
7	曽於市 大隅一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	S64	16,300	131,100
8	いちき串木野市 市来一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	S59	8,841	110,500
9	南さつま市 加世田最終処分場	山間	不燃ごみ その他	S62	6,808	32,379
10	南九州市 石垣ごみ処分場	平地	その他	S47	7,562	45,000
11	伊佐市 大ロリサイクルプラザ	平地	焼却残渣(主灰) 破碎ごみ 処理残渣	H12	5,000	28,000
12	始良市 西別府一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰)	S61	6,800	34,000
13	始良市 あいら最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰)	H18	2,100	19,250
14	三島村 三島村アビ山最終処分場(竹島)	山間	不燃ごみ	S62	3,000	150,000
15	三島村 三島村坂元最終処分場(硫黄島)	山間	不燃ごみ	S45	1,600	40,000
16	さつま町 さつま町クリーンセンター	山間	焼却残渣(主灰) 不燃ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H5	17,130	115,000
17	湧水町 湧水町栗野一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 溶融スラグ 破碎ごみ 処理残渣	H7	3,604	9,498
18	湧水町 湧水町吉松一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 資源ごみ 不燃ごみ 溶融スラグ 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ	H11	3,143	11,175
19	南種子町 南種子町管理型最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H23	855	6,100
20	屋久島町 屋久島町クリーンサポートセンター	山間	溶融スラグ	H17	750	4,800
21	南薩地区衛生管理組合 南さつまクリーンセンター	山間	焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H10	7,108	65,168
22	南薩地区衛生管理組合 知覧最終処分場	山間	不燃ごみ 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H7	17,000	143,000
23	指宿広域市町村圏組合 指宿広域市町村圏組合管理型最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H25	8,300	61,000
24	大島地区衛生組合 名瀬クリーンセンター	山間	その他、焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H9	16,400	146,000
25	沖永良部衛生管理組合 沖永良部クリーンセンター	山間	溶融飛灰 不燃ごみ	H10	4,700	27,500
26	北薩広域行政事務組合 北薩広域行政事務環境センター最終処分場	山間	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H12	11,000	56,300
27	曽於南部厚生事務組合 曽於南部厚生事務組合清掃センター	山間	可燃ごみ 不燃ごみ その他 破碎ごみ 処理残渣 粗大ごみ	H2	48,300	722,000
28	種子島地区広域事務組合 種子島清掃センター	平地	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ 処理残渣	H24	393,192	24,000
29	大隅肝属広域事務組合 肝属地区大根田最終処分場	山間	溶融飛灰 不燃ごみ その他 破碎ごみ 処理残渣	H14	9,040	63,400
30	大隅肝属広域事務組合 肝属地区鹿屋最終処分場	山間	溶融飛灰 その他 破碎ごみ 処理残渣	H10	31,300	246,000
31	徳之島愛ランド広域連合 徳之島愛ランドクリーンセンター	山間	焼却残渣(主灰) 溶融飛灰 焼却残渣(飛灰) 溶融スラグ 破碎ごみ 処理残渣	H15	5,560	29,600

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 25 年度)」環境省

③ し尿処理施設

鹿児島県内の市町村等において整備されているし尿処理施設は、以下のとおりとなっています。

表 3.9 鹿児島県内のし尿処理施設整備状況 (平成 25 年度現在)

	実施主体	構成市町村	規 模 (kL/日)	処理方式	着工	竣工
1	鹿児島市	鹿児島市	170	前処理・固液分離・下水投入	H11	H12
2	鹿児島市	鹿児島市	30	標脱	S52	S53
3	鹿屋市	鹿屋市	126	標脱	H8	H10
4	西之表市	西之表市	40	標脱	S55	S56
5	垂水市	垂水市	39	膜分離・高負荷・脱窒	H10	H11
6	薩摩川内市	薩摩川内市	224	膜分離・高負荷・脱窒	H21	H23
7	薩摩川内市	薩摩川内市	1.55	下水投入	H10	H13
8	薩摩川内市	薩摩川内市	6	高負荷・膜分離	H3	H4
9	霧島市	霧島市	190	膜分離・高負荷・脱窒	H16	H18
10	霧島市	霧島市	36	膜分離・高負荷・脱窒	H9	H10
11	伊佐市	伊佐市	64	標脱	H8	H9
12	姶良市	姶良市	195	高負荷・脱窒	H9	H11
13	さつま町	さつま町	71	膜分離・高負荷・脱窒	H9	H10
14	湧水町	湧水町	20 5	嫌気 固液分離	S47 S61	S48 S61
15	屋久島町	屋久島町	46	膜分離・高負荷・脱窒	H9	H10
16	大和村	大和村	6	高負荷・膜分離	H8	H9
17	瀬戸内町	瀬戸内町	15	高負荷・脱窒	H5	H6
18	瀬戸内町	瀬戸内町	4	高負荷・脱窒	H 元	H2
19	徳之島	徳之島	17	膜分離・高負荷・脱窒	H9	H10
20	知名町	知名町	7.11	好気	—	—
21	いちき串木野市・ 日置市衛生処理組合	いちき串木野市・日置市(旧東市来町)	58	嫌気	H9	H10
22	南薩地区衛生管理組合	枕崎市・日置市(旧吹上町) 南さつま市・南九州市(旧知覧町・旧川辺町)	116	好気	S52	S54
23	南薩地区衛生管理組合	枕崎市・日置市(旧吹上町) 南さつま市・南九州市(旧知覧町・旧川辺町)	30 15	嫌気 嫌気	S41 S51	S42 S52
24	肝属東部衛生処理組合	鹿屋市(旧串良町・旧吾平町) 東串良町・肝付町	70	標脱	S61	S63
25	指宿広域市町村圏組合	指宿市・南九州市(旧鰐娃町)	134	膜分離・高負荷・脱窒	H21	H23
26	曾於北部衛生処理組合	曾於市・鹿屋市(旧輝北町) 志布志市(旧松山町)	81	膜分離・高負荷・脱窒	H7	H9
27	南大隅衛生管理組合	錦江町・南大隅町	31	膜分離・高負荷・脱窒	H5	H6
28	中南衛生管理組合	中種子町・南種子町	30	標脱	H13	H14
29	大島地区衛生組合	奄美市・龍郷町	40	膜分離・高負荷・脱窒	H17	H19
30	北薩広域行政事務組合	阿久根市・出水市・長島町	121	標脱	H6	H7
31	曾於南部厚生事務組合	志布志市(旧志布志町・旧有明町) 大崎町	80	標脱	S55	S56

(注) 処理方式の略称は次のとおり

嫌気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式 好気：好気性消化・活性汚泥処理方式 高負荷：高負荷脱窒素処理方式
 標脱：標準脱窒素処理方式(旧低二段) 下水投入：下水投入方式 膜分離：膜分離処理方式

資料：「一般廃棄物処理実態調査結果(平成 25 年度)」環境省、「平成 26 年版環境白書(資料編)」鹿児島県

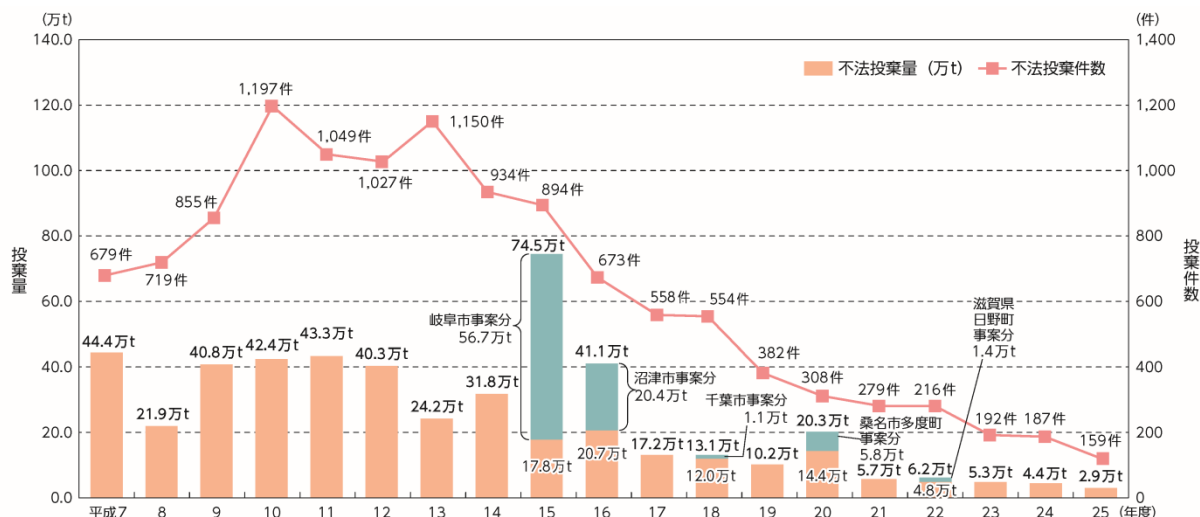
4. 不法投棄の現状と取組

(1) 不法投棄の現状

① 全国における不法投棄及び不適正処理（産業廃棄物）

産業廃棄物の不法投棄の件数については、平成 10 年度までは年々増加する傾向を示し、平成 13 年度以降は減少する傾向が見られます。

また、投棄量については、平成 7 年度から平成 14 年度にかけては約 20～40 万トンで推移していますが、近年（平成 21 年度以降）は約 4～6 万トンで推移しています。



注1：不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10トン以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案は全て）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ青部分について、岐阜県岐阜市事案は平成15年度に、静岡県沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ青部分の平成18年度千葉県千葉市事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ青部分の平成20年度三重県桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ青部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

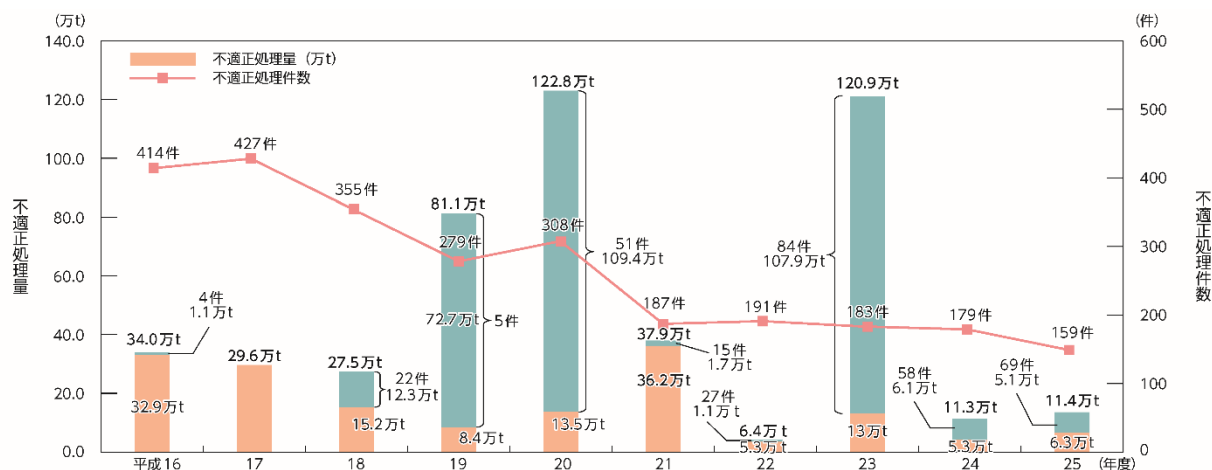
4：量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成27年版）」環境省

図 4.1 全国の不法投棄件数及び投棄量の推移（産業廃棄物）

産業廃棄物の不適正処理については、平成 25 年度において 159 件、重量にして 11.4 万トン（不適正処理の開始年度が不明なものを含む。）となっています。



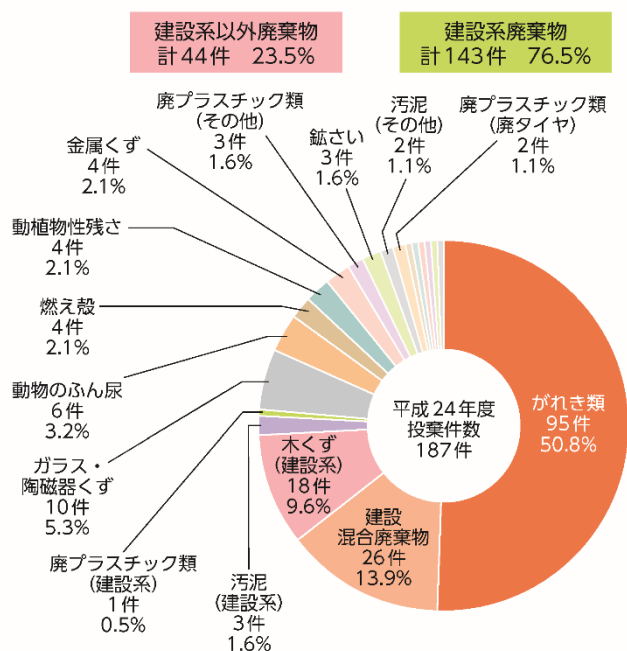
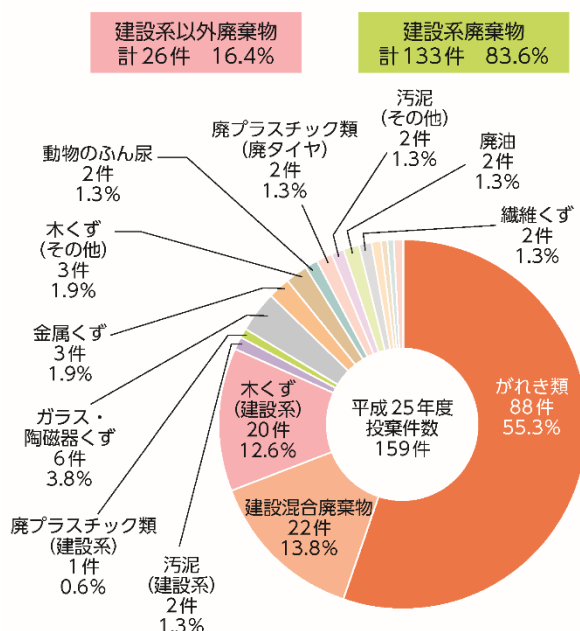
- 注 1：不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1 件当たりの不適正処理用が 10 トン以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案は全て）を集計対象とした。
- 注 2：上記棒グラフ青部分は、報告された年度より前から不適正処理が行われていたもの。なお、平成 23 年度以降は不適正処理の開始年度が不明なものを含む。
- 注 3：平成 19 年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案 71.4 万トンを含む。
平成 20 年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案 85.7 万トン等を含む。
平成 21 年度に報告されたものには、大規模な事案である福島県川俣町事案 23.4 万トン等を含む。
平成 23 年度に報告されたものには、大規模な事案である愛知県豊田市事案 30.0 万トン、愛媛県松山市事案 36.3 万トン、沖縄県沖縄市事案 38.3 万トン等を含む。
- 注 4：硫酸ピッチ事案及びフェロシリット事案については本調査の対象からは除外している。
- 注 5：量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：環境省

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成 27 年版）」環境省

図 4.2 全国の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（産業廃棄物）

全国の不法投棄された産業廃棄物の種類を平成 24 年度及び平成 25 年度について見ると、最も不法投棄の多いがれき類が平成 25 年度は 55.3%となり、平成 24 年度の 50.8%から増加しています。その他、建設混合廃棄物は平成 25 年度には 13.8%、木くず（建設系）は 12.6%となっています。



※割合については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

資料：「環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成 27 年版）」環境省

図 4.3 全国の不法投棄された産業廃棄物の種類（平成 24～25 年度）

(2) 不法投棄防止への取組

① 法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っています。

以下に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示します。

表 4.1 不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

	昭和 45 年 制定時	昭和 51 年改正	平成 3 年改正	平成 9 年改正	平成 12 年改正	平成 15 年改正	平成 16 年改正
不法投棄等	不法投棄の 禁止	5万円以下の 罰金	3月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 (有害な産業廃棄 物は 6 月以下の懲 役又は 30 万円以下 の罰金)	6月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 (特別管理廃棄物 は 1 年以下の懲役 又は 100 万円以下 の罰金)	(産業廃棄物) 3月以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科 (法人に対しては 1 億円以下の罰金) (一般廃棄物) 1 年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金	5年以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科 (産業廃棄物・法人 に対しては 1 億円 以下の罰金) 未遂罪の創設 (罰則は既遂と同 じ)	準備罪の創設 3年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併科
	不法焼却の 禁止				(直罰化) 3年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併科	未遂罪の創設 (罰則は既遂と同 じ)	5年以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科 (法人に対しては 1 億円以下の罰金) 準備罪の創設 3年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併科
指定有害廃棄物の 処理の禁止							5年以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科
委託違反		産業廃棄物委託基 準の創設(認可業者 等への委託)	委託基準の強化 (書面による契約 等を追加)	(契約書に処理料 金等を追加)	(契約書に最終処 分地等を追加)	一般廃棄物委託基 準の創設	
		6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰 金	1 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰 金	5年以下の懲役若し くは 1,000 万円以 下の罰金又は併科		
受託違反				受託禁止違反(産業 廃棄物)の創設 (1 年以下の懲役又 は 300 万円以下の 罰金)	3年以下の懲役若し くは 300 万円以下 の罰金又は併科		
排出事業者責任の 強化			マニフェスト制度 の創設(特別管理産 業廃棄物に限定)	・マニフェスト制度 を全ての産業廃棄 物に拡大 ・電子マニフェスト 制度の導入 ・虚偽マニフェスト 交付を直罰化(30 万円以下の罰金)	・最終処分まで確認 することを義務化 (注意義務) ・マニフェスト不交 付を直罰化(50 万 円以下の罰金)	廃棄物である疑い のあるものについ ての都道府県等の 調査権限拡充、未遂 罪の創設により不 法投棄等の罰則強 化、緊急時における 国の調査権限の拡 充	廃棄物の収集運搬 における目的罪の 創設と環境大臣の 指示権限の創設
廃棄物処理業に係 る欠格要件等		欠格要件の創設 (廃棄物処理法違 反により罰金以上 の刑に処され 2 年 を経過しない者、許 可を取り消され 2 年を経過しない者 等)	要件の追加 (禁固以上の刑に 処せられ 5 年を経 過しない者、廃棄物 処理法・環境保全法 令の違反又は刑法 等の積みにより罰 金以上の刑に処せ られ 5 年を経過し ない者、役員・使用 人等が欠格要件に 該当する法人等)	要件の追加 (暴対法違反によ り罰金以上の刑に 処せられ 5 年を経 過しない者、許可取 消法人の役員又は 実質的に法人に対 し支配力を有する 者(黒幕規定))	要件の追加 [産業廃棄物のみ] (暴力団でなくな ってから 5 年を経 過しない者、暴力団 等がその事業活動 を支配する法人)	要件の追加 (時間通知後に廃 業した者) 特に悪質な業差の 許可取消を義務化	
支障除去等の措置 命令		措置命令の創設 (対象者:処分者及 び委託基準に違反 した排出事業者)	発行要件の拡大 (「重大な」を削除)	対象者の追加 (マニフェスト不 交付及び虚偽マニ フェスト交付した 者等)	対象者の追加 (注意義務違反や 適正な対価を負担 していない排出業 者、不適正処分に関 与した者等)	対象者の追加 (一般廃棄物委託 基準の違反者)	
		1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰 金又は併科	3 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の 罰金又は併科	5 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の 罰金又は併科		
その他					組織犯罪による不 法収益の没収		

資料：「循環型社会白書（平成 16 年版）」環境省

② 全国における代表的な取組

国においては、平成 19 年度から不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県及び市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一斉に実施しています。

以下に全国一斉の陸海空パトロールの代表事例を示します。

表 4.2 全国一斉の陸空海パトロール代表事例

地域	陸/空/海	事業名	実施エリア	実施期日等	実施主体等	内容
東北	陸	不法投棄監視パトロール	各県・市	5～6月	各県・市、東北地方環境事務所	各県及び市等で実施する監視パトロール活動と合同で啓発、監視活動を強化する。
	空	合同スカイパトロール	宮城県内	6月2日	宮城県、県警、海上保安部、東北地方環境事務所	宮城県、県警本部、海上保安部等と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
関東	陸/海/空	不法投棄防止統一パトロール	富士山麓を中心とする静岡県内全域	6月5日	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議（静岡県、関係市町、警察、関東地方環境事務所等の関係機関、民間団体により構成）等	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。
近畿	空	スカイパトロール	奈良県内	6月	奈良県、警察、近畿地方環境事務所	奈良県と連携し、警察ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
中国	海	岡山県海域不法投棄監視シーパトロール	岡山県内	6月17日	岡山県、水島海上保安部、中国四国地方環境事務所	岡山県及び海洋環境保全に関係する行政機関と連携し、海上保安部の船舶を活用して、海上や離高等での不法投棄等や漂流漂着ごみの監視パトロールを実施する。
四国	陸	不法投棄監視パトロール事業	高松市内	5月30日	高松市、中国四国地方環境事務所（高松事務所）等	関係機関等の協力を得て、地元パトロール隊とともに不法投棄防止に関する啓発及び不適正行為の防止のためのパトロールを実施する。
	海	海岸線及び島嶼部監視パトロール事業	高松市内	6月5日	高松市、中国四国地方環境事務所（高松事務所）等	海上保安部の協力を得て、不法投棄の未然防止及び早期発見のための海上パトロールを実施する。
九州	陸	監視パトロール	沖縄県内	5～6月	沖縄県、九州地方環境事務所（那覇自然環境事務所）	沖縄県と連携し、不法投棄現場のパトロール等の監視活動を実施する。

資料：「平成 27 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

③ 鹿児島県内における取組

平成 27 年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の取組において、ウィークの期間内を中心に、都道府県、国の関係機関及び市民等が連携した監視活動や清掃活動、全国一斉の陸海空パトロール等の事業が行われることとなっており、鹿児島県内においても以下のような取り組みが実施、または実施予定となっています。

表 4.3 鹿児島県内における取組予定（平成 27 年度）

区分	実施主体	協力主体	事業名等	実施期日等	場所	事業概要
BF	指宿海上保安署	自治体等	海洋環境保全推進活動（漂着ごみ調査）	6 月	南九州市知覧町松ヶ浦海岸	地元小学校児童等と海岸清掃及び漂着ごみ調査を実施予定。
B	関係業界団体等	-	ごみゼロ運動、クリーン活動等	5 月又は 6 月	実施事業所所在地	ごみゼロの日（5 月 30 日）等に、地域又は事業所周辺において、清掃活動を実施する。
BF	奄美海上保安部	地元小・中学校	海岸清掃、漂着ごみ調査	6 月中	鹿児島県大島郡龍郷町	地元小・中学生により、海岸清掃及び漂着ごみ調査を実施予定。
F	奄美海上保安部	地元幼稚園又は小学校	海洋環境保全教室	6 月中	鹿児島県大島郡龍郷町	地元幼稚園児等に対し、海洋環境保全教室を実施予定。
BF	鹿児島海上保安部	地元小学校	海岸清掃、漂着ごみ調査	6 月 5 日	鹿児島湾沿岸部	小学生により海浜清掃及び漂着ごみ調査を実施予定。
F	鹿児島海上保安部	幼稚園(鹿児島市内)	環境教室	6 月中	鹿児島市	鹿児島市内幼稚園児に対して環境教室を実施予定。
BF	喜入海上保安署	地元小学校	海岸清掃、漂着ごみ調査	6 月中	鹿児島市、喜入前之浜町	地元小学校において、海岸清掃及び漂着ごみ調査を実施予定。
BF	喜入海上保安署	地元小学校	海岸清掃、漂着ごみ調査	6 月中	鹿児島市、喜入前之浜町	地元小学校において、海岸清掃及び漂着ごみ調査を実施予定。
F	志布志海上保安署	地元小学校	海洋環境保全教室	6 月中	志布志市	地元の小学校等において、海洋環境保全教室等を実施予定。
E	環境省	-	環境白書を読む会	6 月～7 月	全国	環境・循環型社会・生物多様性白書の内容を広く国民に普及し、環境保全・循環型社会形成及び生物多様性の保全に関する意識の啓発を図り、一人ひとりの具体的な取組を促すことで、持続可能な社会に変革していくことを目的に環境白書を読む会を開催する。その中で循環型社会白書の部分についてのテーマやねらいなども編集者から解説する。
E	農林水産省	地域協議会	農業用使用済廃プラスチック適正処理推進協議会の設置	通年	全国	農業から排出される廃ビニールについて不法投棄を防止し、リサイクルを基本に適正処理を行うため、地域ブロック（国）、都道府県、市町村段階での協議会を設置し、組織的な回収、処理を図る。
B	国土交通省	市町村、住民グループ等	ボランティア・サポート・プログラム	通年	全国（直轄管理国道）	住民グループ等（実施団体）、道路管理者及び市町村（協力者）の 3 者間で協定を締結し、直轄管理国道の決められた一定区画において、道路の美化清掃等のボランティア活動を実施する。
B	国土交通省	都道府県、市町村、各高速道路株式会社等	平成 27 年度「道路ふれあい月間」	8 月	全国	国土交通省では、毎年 8 月を「道路ふれあい月間」として、道路を利用している国民の方々に改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただくことを目的として、地域住民と協調した道路清掃や植栽活動等の各種活動を実施している。
E	多くの河川・ダム関係事務所	自治体、県警、市民団体等	協議会等の開催	随時	事務所管内	不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るため、管内の自治体などと情報交換を行う協議会等を開催する。
BD	多くの河川、ダム関係事務所	自治体、市民団体、学校等	住民参加による清掃活動の実施や普及啓発活動の実施	随時	事務所管内	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、住民参加による河川敷およびダム湖周辺の清掃活動を実施する。また、住民に対して不法投棄防止に向けて普及啓発するため、ゴミの不法投棄場所などを示すマップ等をホームページ等を通じて広く周知する。
A	全ての河川、ダム、海岸関係事務所	自治体、市民団体等	河川、海岸巡視	通年	事務所管内（全一級水系等）	河川、海岸を日常的に巡視するとともに河川管理用カメラでも補助的に監視することで、不法投棄の抑止や不法投棄の早期発見と対応を実施する。特に河川、海岸愛護月間（7 月）中などに、直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体等と連携して不法投棄監視のパトロールを実施する。
A	第十管区海上保安本部	地元自治体	不法投棄監視合同シーバトロール	11 月	鹿児島湾沿岸部	海洋環境保全に係る行政機関と合同で、巡視艇を使用した合同パトロールを実施予定。

区分	実施主体	協力主体	事業名等	実施期日等	場所	事業概要
BF	地元観光協会	瀬戸内町海を守る会、県事務所、町役場、瀬戸内漁協等	コーラルクリーン作戦	4月	鹿児島県大島郡瀬戸内町(古仁屋)	自然環境保護活動の一環として、地元市街地の海岸線・海底等の清掃作業を実施予定。
H	九州地方環境事務所	自治体等	廃棄物不適正処理事案に係る現地調査	通年	管内	大規模事案等特に問題の大きい不適正処理事案について、都道府県等と連携し現状把握・現地調査を実施する。また、不法投棄等の現状把握等のため関係自治体が行う現地調査等にも必要に応じ協力する。
A	九州地方環境事務所	自治体	不法投棄監視カメラ設置事業	6月～3月	管内	自治体が廃棄物の不法投棄を未然に防止する目的で実施する監視、パトロール業務を支援するため不法投棄監視カメラの貸出しを実施する。
CD	自治体、関係団体	九州地方環境事務所	各種普及啓発イベントへの参加	通年	管内	都道府県等、関係団体が主催する住民、事業者向けの普及啓発イベント等と地方環境事務所が連携する。
A	都道府県等、関係団体	九州地方環境事務所	監視パトロール	通年	管内	管轄区域内の自治体等が実施する陸・空のパトロール等の監視活動に協力する。
E	都道府県等、関係団体	九州地方環境事務所	各種連絡協議会・検討会等への参加、情報・意見交換会の実施	通年	管内	不法投棄対策等について各地域内における関係機関の協力連携を図ることを目的として設置された連絡協議会や、県等における不法投棄事案への対策等について検討することを目的とした検討会等に地方環境事務所が参加する。地方環境事務所が県等、国の関係機関を対象に、不法投棄対策に関する情報・意見交換会を実施する。
AC	消防庁	-	秋季・春季全国火災予防運動	11月9日～11月15日、3月1日～3月7日	全国	春と秋の2回、全国火災予防運動を実施し、可燃物を放置しないことや、夜間にごみを出さない等の地域全体で取り組む防火防災対策を推進する。また、地域における老朽化消火器の一斉回収等の取組みなど消火器のリサイクルを推進する。
CD	農林水産省	-	環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）の普及	通年	全国	引き続き補助事業への関連づけを実施すること等により、農業環境規範の普及、定着を推進する。
A	農林水産省	-	不法投棄等の違反転用への適正な対応の推進	通年	全国	関係部局との連携を図りながら農地パトロール等による不法投棄等の違反転用の早期把握、早期是正に努めるよう、都道府県、市町村等に周知する。
C	8省庁	8省庁、関係業界団体等	3R推進月間	10月	全国	3Rに対する理解と協力を求めるため、10月を「3R推進月間」と定め、広く普及啓発活動を実施する。
CDE	関係業界団体等	-	3R推進活動	通年	全国	以下の業界団体は、3R推進等に関する自主的な取組及び自治体等の各種取組への協力を予定。スチール缶リサイクル協会：スチール缶の散乱防止・3R推進に関するセミナー・フォーラムの開催やポスター・冊子等の配付、環境学習教材としてのビデオ・DVDの提供、ホームページ等による普及啓発。家電製品協会：使用済み家電4品目の3Rに関する取組み等について、新聞パンフレット、協会HP等による普及啓発。
B	関係業界団体等	-	清掃活動	通年	全国各地	環境保全を図ることを目的に、自主的に清掃活動を実施、及び自治体等が実施する清掃活動に参加協力する。
A	関係業界団体等	地域住民	不法投棄監視ボランティア支援事業	通年	全国各地	地域住民等が行う不法投棄監視等の活動に対し、参加協力する。鉄リサイクル関係業界：1件を予定。
H	関係業界団体	-	不法投棄廃棄物回収事業	随時	全国	次の業界団体は、環境保全を図ることを目的に、自治体等の要請のもと年に1回もしくは春と秋の年2回、家電等の不法投棄防止パトロール及び不法投棄品（冷蔵庫等の廃家電及び廃タイヤ）の回収・処理を実施する。日本鉄リサイクル工業会
D	関係業界団体等	-	不法投棄防止、美化活動に関する啓発活動	通年	全国	以下の業界団体等は、廃棄物の不法投棄防止等に関する啓発活動を予定。スチール缶リサイクル協会：岡山県において啓発活動を予定。また、集団回収を通じて優れた環境学習に取り組む小・中学校への支援事業を実施予定。日本鉄リサイクル工業会：NEW環境展へ協賛。
E	スチール缶リサイクル協会	-	受入授業・出前授業の実施	通年	全国各地	リサイクルや散乱防止についてレクチャーを実施する。
F	スチール缶リサイクル協会	-	環境教育支援	6月～1月	全国	環境教育に資する集団回収を実践する学校への支援を実施する。
D	スチール缶リサイクル協会	-	広報誌の発行・配布	8月、2月	全国	先進事例の紹介・情報提供によりリサイクルや散乱防止を促す。
F	スチール缶リサイクル協会	-	集団回収支援	6月～1月	全国	環境意識の向上にメリットがある集団回収を推進する（支援の対象は、民間の集団回収実施団体）。
BC	スチール缶リサイクル協会	地域民間団体等	清掃活動支援	通年	全国	使用済みスチール缶の散乱防止及び分別排出による再資源化の促進を行う。散乱防止につながる清掃活動へのごみ袋提供支援を行う（約3万枚）。

区分	実施主体	協力主体	事業名等	実施期日等	場所	事業概要
D	スチール缶リサイクル協会	-	年次レポートの発行・配布	10月	全国	全国の市区・鉄リサイクル事業者・製鉄メーカーへのアンケート調査結果等をデータ集にまとめ、情報共有する。
D	スチール缶リサイクル協会	-	普及啓発ポスターの製作・配布	8月	全国	リサイクルや散乱防止を訴求するポスターを作成して全国の自治体・リサイクルセンター等に配布する。
D	スチール缶リサイクル協会	-	ホームページによる普及啓発	通年	全国	リサイクルや散乱防止を促す情報を社会に発信する。
H	スチール缶リサイクル協会	-	ポスターコンクール	6月～1月	全国	ポスターコンクールにより小中高生の環境意識の向上を図る。
E	国土交通省	-	協議会等への参加	通年	全国	直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などが主催する不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るために関係者が情報交換を行う協議会等に参画する。
AC	国土交通省	-	河川・海岸愛護月間の実施	7月	全国各地	国民の共有財産である河川、海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、河川、海岸の愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開する。この運動の中で河川、海岸のごみ関係の施策として、良好な河川、海岸の環境の創出のためのごみの清掃等、河川や海岸にごみ等を投棄しないように呼びかけを行う等の啓発等の施策を推進する。
CD	国土交通省	-	建設リサイクルの推進	通年	全国	建設副産物に関する排出抑制、分別解体、再資源化・縮減、適正処理を推進するため、建設リサイクル法、建設リサイクル推進計画 2014、建設副産物適正処理推進要綱等に基づいて実施する。
DH	国土交通省	-	①道路パトロール②道路清掃③不法投棄注意看板設置	通年	全国(直轄管理国道)	①道路パトロール中に発見されたごみの不法投棄について、通行に支障となる場合はパトロール員又は日常の維持管理作業において撤去。②道路の機能および美観の保持ならびに沿道環境の保全を目的に道路清掃を人力、清掃車等により実施。③頻繁にごみ不法投棄が為される道路敷地において、不法投棄防止の注意喚起看板等を設置。
A	各地方整備局等管内河川関係事務所	-	河川・ダム巡視	通年	管内(河川、ダム)	パトロールの際、不法投棄の有無を確認する。
AE	全ての河川・ダム関係事務所	-	河川管理施設の維持管理と不法投棄防止のための施設設置	通年	事務所管内(全一級水系等)	河川の維持管理の中で、橋脚に引っかかったゴミやダム、堰に貯まったゴミなど治水上支障となるゴミの回収を実施するとともに、不法投棄禁止看板や不法投棄を行う車両の進入防止柵などを設置する。
DE	全ての地方部局	-	河川及び海岸工事等において発生する産業廃棄物の3R、適正処理の指導	通年	事務所管内(全一級水系等)	河川及び海岸工事等において発生する産業廃棄物について、3Rの推進、適正処理の実施に関する指導を徹底する。
DH	各高速道株式会社	-	高速道路高架下や敷地巡回による監視	通年	全国(高速道路)	定期的に沿道等から高速道路高架下や敷地内を巡回し、不法投棄状況の監視及び撤去活動を実施する。高速道路区域内への不法投棄を未然防止するための注意看板等の設置する。
DH	各高速道株式会社	-	SA、PAへの一般ごみ持込防止策	通年	全国(高速道路のSA・PA)	SA、PA、料金所に啓発ポスター、チラシを配布する。SA、PAに設置されたごみ箱に持ち込みごみ防止の啓発看板を設置する。持ち込み防止啓発掲示をごみ箱に貼付する。
DH	各高速道株式会社	-	道路清掃活動、不法投棄注意看板設置	通年	全国(高速道路)	道路巡回等を実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障となる場合、巡回員により撤去、又は、日常の維持作業での撤去を実施する。道路の機能及び美観の保持(ならびに沿道環境の保全)を目的に道路清掃を清掃車、人力等により実施する。
F	鹿児島海上保安部	地元小学校等	海洋環境保全教室の開催	8月1日	鹿児島市	地元の小学校等において、海洋環境保全教室等を実施予定。
BF	地元観光協会	古仁屋海上保安署	コーラルクリーン作戦	4月13日	鹿児島県大島郡瀬戸内町(古仁屋)	自然環境保護活動の一環として、地元市街地の海岸線・海底等の清掃作業を実施予定。
H	環境省	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	通年	全国	不法投棄及び不適正処理の未然防止に資するべく、電子manifestの普及促進に向け、利便性の良いシステムの整備を実施するとともに、電子manifestの使用を排出事業者、産業廃棄物処理事業者に強力に働きかける。
CD	九州地方環境事務所	-	3R推進大会	10月等	管内	国民の3R推進に対する理解と協力を求めるため、各種啓発活動やPR活動を実施する。
H	鹿児島県	関係機関	県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会	6月5日	県庁	不法投棄防止対策の強化や、迅速かつ的確な対応を図るため、関係機関(県、県警、第10管区海上保安本部、鹿児島市、鹿児島県産業廃棄物協会)が集まり、不法投棄事例の検討や情報交換等を実施する。
AD	鹿児島県、県産業廃棄物不法処理防止連絡	関係機関等	不法投棄防止強化月間	11月	県内	当課及び関係機関との合同立入調査。各地域振興局と関係機関との合同パトロールを実施する(地元市町村、県警、各地域振興局、各支庁、産業廃棄物

区分	実施主体	協力主体	事業名等	実施期日等	場所	事業概要
	協議会					協会各支部)。テレビ、ラジオ、ポスター等による広報活動を行う。
A	鹿児島県	-	不法投棄パトロール	通年	県内	県の各地域振興局において、関係機関とも連携しながら、不法投棄パトロールを実施する。
A	鹿児島市	-	休日監視パトロール	5月30日～6月5日	市内	閉庁日に不法投棄多発地点の巡視パトロールを強化し、早期発見・処理活動を行い、さらに不法投棄防止看板を設置して不法投棄防止に努める。
B	鹿児島市	市民団体	まち美化活動支援事業	ウィーク期間及びその周辺	市内	市民団体のボランティア清掃ごみを、市が収集運搬することにより、自発的なまち美化活動を促進し、ごみ問題及びまち美化に対する啓発を図る。
A	鹿児島市	鹿児島県警	不法投棄監視スカイパトロール	11月	市内	不法投棄に関する上空からのヘリコプター利用の監視パトロールを行い、実態把握の徹底を図る。
B	鹿児島市	-	市民一斉清掃「クリーンシティーかごしま」	8月初旬	鹿児島市天文館(繁華街)	鹿児島市の中心街で、町内会、通り会、市長等と一緒に清掃活動を実施する。
A	鹿児島市	-	不法投棄監視パトロール	通年	市内	廃棄物監視指導員8名(本年6月1日より6名)を囑託し、市内全域の不法投棄多発箇所等の監視パトロールを実施する。
F	鹿児島市	-	まち美化地域指導員研修会	1月	市内	美しいまちづくり運動推進のため、「まち美化地域指導員」制度を実施しており、同指導員の資質向上のための研修会を実施する。
E	鹿児島県産業廃棄物協会	-	産業廃棄物適正処理講習会	11月	市内	鹿児島市内の産業廃棄物業者に対して適正処理を目的とした講習会において、不法投棄の現状、防止に関して資料を示して講習する。
B	鹿児島市衛生組織連合会	鹿児島市	鹿児島市衛生組織連合会不法投棄対策専門部会奉仕作業	11月下旬又は12月初旬	市内	不法投棄多発場所の不法投棄物撤去作業及び不法投棄防止対策(柵、看板設置等)を実施する。
A	(社)鹿児島県産業廃棄物協会鹿児島支部	鹿児島市	安全管理・環境改善パトロール	11月初旬、2月中旬	市内	産業廃棄物の不適正処理防止を目的として、協会役員、市職員合同で市内一円の不法投棄監視パトロール、産業廃棄物処理施設の立入調査、家屋解体現場の立入調査等を実施する。
B	(社)鹿児島県建造物解体業連合会	鹿児島市	不法投棄物撤去奉仕活動	9月中旬	市内	不法投棄多発場所の不法投棄物撤去作業及び不法投棄防止対策(柵、看板設置等)を実施する。
A	与論町	警察署	合同監視パトロール	5月31日、6月5日	町内	町と警察署が連携して廃棄物の不法投棄について町内全域の監視パトロールを実施する。
D	奄美市	-	啓発活動	6月	-	広報誌に不法投棄について掲載し、不法投棄禁止の啓発を行う。
D	奄美市	-	啓発活動	通年	-	奄美市のホームページに不法投棄について掲載し、不法投棄禁止を啓発する。
A	奄美市	-	不法投棄監視パトロール	通年	市内	奄美市全域をパトロールすることにより、不法投棄の抑制を図る。
B	いちき串木野市	市民	海の日海岸クリーン作戦	7月20日	市内(海岸線沿い)	全市民をあげて、市内海岸線に漂着したごみ等を回収・処分し、海岸美化に努め、参加者の環境意識を啓発する。
B	いちき串木野市	建設業青年部会串木野支部	不法投棄ごみ集中回収作業	2月中	市内	建設業青年部会串木野支部に委託し、市内に発見された不法投棄ごみ等を回収・処分し、今後投棄されないよう看板設置等を行う。
A	宇検村	-	環境監視パトロール	4月25日、5月9日、5月23日、6月13日	村内	村内の村道及び林道において、不法投棄がされていないか巡回し監視活動を行う。
A	鹿屋市	-	移動式不法投棄監視カメラの設置	通年	市内	不法投棄多発地区や市民の要望に応じ、監視カメラを設置する。
D	鹿屋市	-	広報誌掲載	7月、10月、3月	-	広報誌に不法投棄関係について掲載し、市民への周知・啓発を行う。
A	鹿屋市	-	不法投棄防止強化月間	8月、11月、12月、3月	市内	市民に対して、不法投棄防止の意思付けを目的に、不法投棄防止対策の周知・啓発、のぼり旗の設置、懸垂幕の掲揚、不法投棄パトロールを実施する。
A	鹿屋市	鹿屋市シルバー人材センター	不法投棄防止パトロール事業委託	通年	市内	市シルバー人材センターに委託し、週二日、市内全域を巡回し、ポイ捨て・不法投棄のパトロール及び路上ポイ捨てごみの回収を行う。
A	喜界町	-	監視パトロール	ウィーク期間中	町内	監視パトロールを実施する。
D	喜界町	-	防災無線による啓発	ウィーク期間中	町内	防災行政無線による広報を行う。
A	薩摩川内市	環境美化推進員	不法投棄ウィークパトロール	5月30日～6月5日	市内	市職員と環境美化推進員で、期間中集中的にパトロールを行うことにより、不法投棄の発見、防止に努める。
B	志布志市	市民	おじゃったもんせクリーン大作戦	4月・7月・11月(年3回)	市内	市が開催する祭りに合わせて、自治会を単位として、一斉美化・清掃活動を実施する。

区分	実施主体	協力主体	事業名等	実施期日等	場所	事業概要
E	志布志市、市衛生自治会	市民	環境学習会の実施	不定期(市民からの要望に応じ実施)	公民館等	市民の環境に対する意識を啓発するため、環境学習会を実施する。講師は市衛生自治会評議員及び事務局職員(市職員)が行い、環境学習を自主的に実施した団体に対し、市衛生自治会から補助金(1 学習会当たり 5000 円)を交付する。
A	志布志市	委託	環境パトロール	通年(毎日)	市内	市シルバー人材センターに委託し、毎日、市内全域を巡回し、ポイ捨て・不法投棄のパトロール及び路上ポイ捨てごみの回収を行う。
C	志布志市	志布志市	資源ごみ集団回収の立ち会い	第 1・第 3 土曜日	市内(市営駐車場)	毎月第 1・3 土曜日に実施している資源ごみ集団回収の際に、確実なごみ出しをするよう市職員による分別指導等を実施する。
D	志布志市	志布志市	市報・ホームページ等を活用した啓発活動	通年	市内	環境全般に関し、市報・市ホームページ・行政放送等を活用した啓発活動を行う。
D	志布志市	志布志市	不法投棄禁止等看板の設置	通年	市内	不法投棄多発地区や市民の要望に応じ、不法投棄禁止等の看板を設置する。
A	志布志市	志布志市	不法投棄防止監視カメラの設置	通年	市内(数ヶ所)	不法投棄多発地区や市民の要望に応じ、監視カメラ(ダミー含む)を設置する。
B	志布志市	市民	マイロードクリーン大作戦	通年	市内	道路などのある区間を決めて、ボランティアでその区間の清掃活動をする。
D	瀬戸内町	-	せとうち町広報誌掲載	5 月末	町内全戸	町内全世帯に配付する広報誌に掲載し、全町民へ不法投棄対策についての啓発周知を図る。
D	瀬戸内町	-	せとうち町ホームページ掲載	通年	-	町ホームページに掲載し、町民へ不法投棄対策についての啓発周知を図る。
B	曾於市、曾於市青年育成市民会議	各 地 区 公 民館、曾市子ども会育成会連絡協議会	曾於市一斉美化活動	第 3 日曜日	市内	市民と子供たちが一緒になって、市内の一斉美化活動を行い、曾於市の子供たちが安心・安全に生活できる環境を整える。
B	錦江町	町民、建設業組合	海岸清掃作業ボランティア活動	4 月 19 日	町内(海岸)	行政・建設業組合・地域住民が一体となり海岸の美化活動を行う。
A	錦江町	-	監視パトロール	毎月(月 1 回以上)	町内	町内の不法投棄を監視パトロールするとともに投棄物の撤去を行い、さらには地域住民への啓発活動を行う。
B	錦江町	町民、建設業組合	町内一斉清掃	7 月 5 日	町内	行政・建設業組合・地域住民が一体となり町内の美化活動を行う。
B	錦江町	町民、建設業組合	花瀬川清掃作業ボランティア	4 月 3 日	花瀬川河川敷及び周辺	行政・建設業組合・地域住民が一体となり花瀬川周辺の美化活動を行う。
A	錦江町	-	不法投棄集中監視パトロール	5月30日、6月5日	町内	町内の不法投棄を監視パトロールするとともに投棄物の撤去を行い、さらには地域住民への啓発活動を行う。
D	西之表市	-	広報誌掲載	6 月	-	不法投棄の禁止、廃棄物の適正処理について広報誌で周知する。
B	西之表市	市民、各種団体	市民総参加「海岸清掃」	5 月 17 日	市内(危険箇所を除く海岸)	広報誌や行政連絡員等を通じ市民や各種団体に呼びかけて、市民総参加の海岸清掃を実施する。漂着したごみや捨てられたごみなどを知ることによって、ごみに対する考え方や自然を守ることの大切さを学び、ポイ捨てや不法投棄などを市民みんなで少なくしていく運動につなげていくことを目指す。
B	西之表市	市民、各種団体	市民総参加「道路清掃」	12 月 20 日	市内(道路)	広報誌や行政連絡員等を通じ市民や各種団体に呼びかけて、市民総参加の道路清掃を実施する。地域の道路に捨てられたごみの現状を知ることによって、ごみに対する考え方や住環境を守ることの大切さを学び、ポイ捨てや不法投棄などを市民みんなで少なくしていく運動につなげていくことを目指す。
D	南種子町	-	南種子町広報誌掲載	6 月	町内	町広報誌(6 月号)により町民へ趣旨及び実施期間等について掲載し啓発活動を行う。
A	南種子町	-	不法投棄監視パトロール	通年	町内	監視パトロールを実施し不法投棄の発見・防止に努め啓発を行う。
D	与論町	-	広報	5 月(2 回)、6 月(1 回)	町内	廃棄物の処理について広報誌及び防災無線で広報を行う。
B	伊佐市職員労働組合	商工会、民間企業等	ゴミ〇大作戦	5 月 31 日	伊佐市(幹線道路)	散乱ごみ等の回収を実施する。
A	いちき串木野市衛生自治団体連合会	いちき串木野市	不法投棄監視員設置事業	通年	いちき串木野市	市内を 16 地区に分け、2 名ずつの不法投棄監視員を設置し、不法投棄の未然防止と早期発見に努める。
B	クリーン指宿市民会議	-	クリーン指宿	5 月 10 日	指宿市	快適で住みやすい環境をつくるための市民参加による清掃作業を実施する。
A	指宿市環境衛生協力会	-	地区診断	7 月頃	指宿市	環境衛生面で問題になっている箇所等を現地調査して解決策を見出し、健康で明るく住みよい街づくりを推進する。

区分	実施主体	協力主体	事業名等	実施期日等	場所	事業概要
B	大崎町衛生自治会	大崎町民	集落名ボランティア清掃	5 月中	大崎町	環境美化活動を通じて、地域の子供から高齢者までの異世代交流を図りつつ、集落内道路・ロードミラー・自治会施設等のごみ拾いなどの自分たちの住環境整備を町内一斉に実施する。
B	喜界町区長会	喜界町	一斉美化作業	7 月(第 3 日曜日)	喜界町	町内一斉美化作業を実施する。
E	志布志市グラウンドゴルフ協会	志布志市	ごみゼログラウンドゴルフ大会	5 月 29 日	志布志市(有明町)	志布志市グラウンドゴルフ協会が実施する競技大会の開催に合わせ、環境に関する講演を実施し、参加者全員で開催前に会場周辺のごみ拾いを行う。
F	西之表市衛生自治会	環境美化推進員	環境美化推進員研修会	7 月下旬	西之表市民会館	ごみステーション周辺の環境美化やごみの分別等の指導を行う環境美化推進員を対象に、ごみの減量化やマイエンザの作り方について研修し、家庭からの排出ごみの抑制を目指す。
B	屋久島町観光協会	屋久島町等	屋久島海祭り	4 月 18 日	屋久島町(海岸、港湾)	午前中に海岸及び港湾の一斉美化活動を行う。

A 自治体職員、地域住民、NPO等による集中的な監視パトロール活動

C リデュース・リユース・リサイクル活動の実施

E シンポジウム、セミナー、講演会の開催

G パネル展示などのキャンペーン活動

B 一斉美化活動の実施

D ポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発

F 研修会、施設見学会、環境教育活動の実施

H その他これらに類する事業

資料：「平成 27 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について」環境省

5. 用語集

あ行

■ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境管理の国際規格である。

組織が、自らの事業活動に伴う環境負荷について、負荷低減のための取組を持続的に実施するために要求される規格である。

■あわせ産廃

廃棄物処理法第 11 条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”旨の規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃という。

■安定型 5 品目

有害物質を発生・浸出する恐れが無く、浸出水処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記 5 品目である。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される家庭系一般廃棄物（生活系一般廃棄物ともいう。）と、商店・事務所等から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

■エコアクション 21

中小事業者等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。平成 21 年 11 月に環境問題に関する昨今のさまざまな動きを踏まえ、さらに取り組みやすく、またレベルアップが図れるように、その内容を全面的に改訂した。

か行

■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやりサイクルを実施すること等が含まれる。OECD では 2000 年（平成 12 年）に加盟国政府に対するガイダンス・マニュアルを策定している。

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務付けたもの。

■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染の恐れがある廃棄物をいう。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・

運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

■国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

平成 12 年法律第 100 号。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービスの調達）を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」の意味である。「緑」が象徴する環境に配慮した行動をする消費者のことをいう。

■建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。
一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

■公共用水域

水質汚染防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

■小型家電リサイクル法

使用済小型家電機器等の再資源化を促進することを目的に制定された法律である。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行うとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要としている。

■こどもエコクラブ

環境省が応援するこどもが誰でも参加できる環境活動クラブである。
平成 22 年度は、全国で約 3,000 クラブ、約 17 万人のこどもたちが、登録・活動した。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。
通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

■ごみ処理広域化計画

国は、ダイオキシン類対策を強化するため、ダイオキシン類を削減するための方策を示したガイドラインを、1997 年に改定した。
新ガイドラインでは、隣接市町村が連携し、100 トン/日以上全連続炉（24 時間運転の焼却炉）への集約（広域化）を総合的・計画的に進めること等を示している。厚生省は、同年に、新ガイドラインに基づき、都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」を策定し、市町村を指導するよう通知（厚生省課長通知衛環第 173 号）している。

さ行

■再生利用（率）

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化」「リサイクル」ともいう。また、再生利用率とは、ごみ総排出量に対する資源ごみ等の割合である。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場があります。

① 安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型5品目）を埋立対象とした最終処分場である。

② 管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③ 遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。（在宅医療廃棄物の取扱いガイド／日本医師会参考）

■3R

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったものである。

① リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することである。例えば、生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。

② リユース（Reuse）

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。

③ リサイクル（Recycle）

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができますが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかります。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化（率）

「再生利用（率）」「リサイクル（率）」ともいえる。「再生利用（率）」の項参照。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。汲み取り便所から収集されるものをいう。

■資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価値物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■終末処理場

下水処理場ともいえる。公共下水道により収水された下水を最終的に処理して公共用水域または海域に放流するための施設である。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が 100 トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

■使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■静脈物流

一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する回収物流のことをいう。

■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

た行

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■たい肥【英 Compost】化

廃棄物の処理におけるたい肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、たい肥を作ることを指す。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。平成 13 年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉碎器で、粉碎された生ごみは公共下水道や浄化槽施設で処理される。（下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉碎した生ごみ等の処理に対応している必要がある。）

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

■デポジット制度

容器入り商品等を売る際に、価格に一定額を上乗せし、消費者がその容器を返却したときに上乗せした金額が払い戻される制度のことである。地域によっては、地域通貨を代用しているところもある。

な行

■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

■農業集落排水処理施設

農業集落において、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設である。集落内の各家庭からの排水を管渠で集めて集合処理する施設である。

は行

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

■灰溶融施設

廃棄物等を焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

■富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

ま行

■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

や行

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成 7 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

ら行

■連続式焼却炉

24 時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことである。これに対し、1 日 16 時間焼却処理を行う焼却炉を准連続式焼却炉、1 日 8 時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉という。

■リサイクル

「再生利用（率）」の項参照。

与論町一般廃棄物処理基本計画

平成28年 3月

発注者



与論町役場 環境課

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花32番地1
TEL (0997) 97-4712

作成委託



株式会社沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙3丁目18番26号
TEL (098) 862-5871代表
